

公募型指名競争入札の試行導入

令和4年4月1日より、受注する能力および意欲がある事業者に十分な受注機会を与えることにより、入札制度の透明性、競争性および公平性を確保する観点から一定の入札参加要件を定め、事前に入札参加を希望する事業者を募集し、その応募者から入札参加者を選定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）を試行導入します。

1. 対象工事

原則、1件につき設計金額が1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち、坂出市工事請負等審査委員会が公募型指名競争入札に付すことが妥当と認めた工事において試行的に適用することとする。

ただし、1件につき設計金額が1,500万円未満の土木一式工事であっても、坂出市工事請負等審査委員会にて特に必要と認めた工事については公募型指名競争入札によることができるものとする。

2. 入札の公表

公募型指名競争入札を実施する場合は、公募型指名競争入札に応募する者に必要な資格（坂出市建設工事指名競争入札における参加者資格基準等に関する規則に基づき、工事の種類および設計金額に応じた等級・格付等）、入札の場所および日時その他入札に必要な事項をかがわ電子入札システムおよび市ホームページにおいて公表するものとする。

※市ホームページにおいては、次回公表予定日も合わせてお知らせします。（概ね月曜日が公表日となることを想定しています。）

3. 入札の参加申請

公募型指名競争入札に参加しようとする者は、市長が指定した日までに、かがわ電子入札システムより必要な書類を添えて申請するものとする。

4. 入札参加者の指名

市長は、申請を受けたときは入札参加資格の有無を審査し、原則として入札参加資格を有すると認められる者全員を指名するものとする。

指名する者を決定した場合は、当該申請者に必要な事項を通知し、指名しなかった者に対しては、指名しなかった旨および指名しなかった理由を付して非指名通知書により通知するものとする。